

発議第2号

○筑紫野市議会会議規則の一部を改正する規則

筑紫野市議会会議規則(昭和47年筑紫野町議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第90条中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第137条第1項を次のように改める。

請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

第137条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。